

大学連携研究プロジェクト事業研究業務委託
に係る業務委託仕様書

1 事業の趣旨

公募要領「1 事業の概要」のとおり

2 委託業務内容

(1) 研究のテーマ

企画提案者は、下表に記載のテーマの中からいずれか1つを選択し、研究を行う。

番号	テーマ	テーマの概要
①	ウェルビーイング	滋賀県が進める健康しがの取組に関連し、健康寿命の延伸や現役世代における健康促進につながる具体的な研究テーマを設定した研究を行う。
②	ネイチャーポジティブ	滋賀県が進める生物多様性の保全にかかる取組に関連し、社会全体でネイチャーポジティブを推進するための取組について研究を行う。
③	宇宙関連技術	今後見込まれる宇宙産業の拡大に伴い本県における新たな産業の育成が求められている。幅広い産業分野から宇宙産業に進出を見据えた技術開発のための研究を行う。
④	その他	上記以外のテーマについて滋賀県が進める施策と関連し独自に設定するもの

- ※ 採択件数は審査会における審査により決定されるため全てのテーマで提案が採択されとは限らない。
- ※ 複数の研究テーマを選択することはできない。
- ※ その他を選択した場合は、企画提案書において明確に現状における課題や県の施策との関連、目指す社会像について設定すること。

(2) 各テーマにおける研究の内容

① ウェルビーイング

滋賀県が進める健康しがの取組※に関連し、健康寿命の延伸や現役世代における健康促進につながる具体的な研究テーマを設定し、実証研究や社会実装を行うこと。研究テーマはストレス、睡眠、運動、食、こころの健康等、健康しがに資するものであれば内容は問わないが、健康寿命の延伸や現役世代における健康促進につながる研究であることを申請書で明確に記載すること。

- ※ 健康しがの取組については、「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-の策定について」<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/337017.html>を参照すること

② ネイチャーポジティブ

滋賀県が進める生物多様性の保全にかかる取組※に関連し、生物多様性の保全を社会全体で推進していくための取組の方向性について、指標の検討や評価方法の整備等の実証的な研究テーマを設定し、実証研究や社会実装を行うこと。また、滋賀県域を含む地域で実証的な取組を推進していくための枠組み作りについても取り組むこと。

※滋賀県が進める生物多様性の保全の取組については、「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html> を参照すること。

③宇宙関連技術

今後、宇宙産業が拡大していくことが見込まれ、それに伴い本県においても宇宙に関連する新たな産業の育成が求められている。幅広い産業分野から宇宙産業に進出を見据えた技術開発のための実証研究や社会実装を行うこと。なお、委託期間内に宇宙で実際に使用可能な成果物を開発するまでは求めないが、宇宙産業に進出する見通しを明確に示すこと。

④その他

上記以外のテーマについて滋賀県が進める施策と関連し独自に設定した課題への解決に資する研究を提案すること。

なお、①～④の研究開発については、単なる学術的な追究に終始するのではなく、産業分野への応用展開を見据えた以下のような方向性を有する研究であること。

- ・研究開発段階から、その成果がどのように社会に実装され、どのように価値を生み出すのかを具体的に想定すること。
- ・社会のニーズや課題を意識し、それらの解決に貢献できる研究テーマを選定すること。
- ・研究成果の検証により、試作開発や実証化段階における課題を抽出し、以後の研究開発につなげること、
- ・企業との共同研究を積極的に行うなど、産業界のニーズや実用化を意識した研究開発であること。
- ・研究開発は、当該技術シーズを他の分野に応用する可能性を意識し、応用が期待される分野の市場ニーズを把握していること。

(3) 実施条件

研究の実施にあたっては、次の事項を満たすこと。

①他団体等との連携体制の構築

研究の実施にあたっては、拠点形成の観点、およびオープンイノベーションによる産業化を推進するため、例えば研究会のような他の研究機関、大学、企業、自治体等と連携体制を構築すること。体制の構築にあたっては、各機関と役割分担を行い実効性のある体制とすること。なお、再委託によるものも体制に含むものとする。

②報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況、成果を取りまとめ、報告書として

提出すること。

③成果報告会の実施

令和8年3月中旬に滋賀県総合企画部大学連携推進室が開催する成果報告会において成果の報告を行うこと。成果報告会の日程および場所は後日通知する。なお、成果報告会に要する経費は受託者が負担すること。

3 研究期間

契約締結日から令和8年3月2日まで

4 委託業務等の留意点

- ①本研究の遂行にあたっては、本県と十分に協議のうえ実施すること。
- ②研究成果については、共有を原則とし、公表については事前に本県との協議を行うこと。

5 委託業務完了後に提出する書類

- ①完了報告書（1部）※2（3）②に記載のあるもの
- ②委託料使用明細書（1部）

◇規格は、A4判横書き左とじ。A3判で作成する資料等がある場合には、A4判の大きさに折って綴じ込むこと。

◇完了報告書の電子データ一式を併せて提出すること。

6 再委託について

事業の一部を再委託する場合は、受託者は事前に文書により再委託の範囲および再委託先を委託者に提示し、承認を得ることとする。再委託する範囲は受託者（再委託者）が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者（再委託者）の責任において解決するものとする。